



■和解金の収益計上時期と3年前の純損失の控除■

●取消訴訟の対象となる行政処分とは?●

今回は、3億円の解決金の支払を受ける旨の和解が成立した日を一時所得の収入時期とし、3年前の純損失の繰越控除を適用して確定申告をしたところ、収益は実現していないとして減額更正された事例に、最高裁の判断が示されたので、紹介します（平成9年6月5日最高裁）。

◎原告（控訴人、上告人）は、平成6年10月24日、A社との間で土地所有権移転登記手続に関して同社から3億円の解決金の支払を受ける旨の和解をし、この解決金を平成6年分の一時所得として、平成3年分繰越損失2億2400万円余の一部を控除し、総所得を零として確定申告したところ、被告（被控訴人、被上告人）Y税務署長より、この解決金が平成6年の一時所得に当たらないとの理由により、一時所得の金額を零とする減額更正をされたため、この更正の取消しを求めて提訴しました。

この和解には、A社が和解に係る土地の売買代金を受領したときに、その代金を受領したことを停止条件として、その受領日から10日以内に原告に解決金を支払うとの附款が付されていました。

原告は、一审から上告審まで①一時所得の収入金額の収入時期は、「その支払を受けるべき金額がその日前に支払者から通知されているものについては、当該通知を受けた日」によるものとされている（所基通36-13）。②A社は和解により、解決金を支払う意思表示をしているから、「通知されているもの」に該当し、解決金請求権は、和解成立時において、権利として確定している。③解決金の支払については、附款があるが、不確定期限を定めるもので、停止条件を定めるものではない。④この解決金が平成6年の一時所得に当たらないと、純損失の繰越控除が認められず、著しい不利益を被ることになり、この更正の取消しを求める訴えの利益がある。⑤本件更正は、将来の課税を確保するため、税額等の算定方法を改

めさせる法的効果を有する処分であり、取消訴訟の対象となる。と主張しました。

◎これに対しY税務署長は、①和解の附款となっている停止条件が成就したことを知った日、又は附款が不確定期限を定めている場合には期限が到来したことを知った日までは、本解決金の収入時期は到来しないことを原告に教示するために本件の通知をしたにすぎず、本更正は、厳密な意味における処分には当たらない。②本更正によって、課税標準等及び税額は変動しないから、原告には、本更正の取消しを求める訴えの利益はない。③将来、被告が解決金の収入を後年の所得として増額更正をしたときに、その処分を不服として争えばよい。と主張しました。

◎地方裁判所は、①確定申告と更正の差異は、解決金を平成6年の一時所得とするか否かのみで、課税標準等及び税額に何ら影響を及ぼさない。②本更正は、確定申告によりすでに確定している納付すべき税額を増減するものではなく、以後原告において本件解決金が平成6年分の一時所得に当たると主張することを制限するものではなく、被告による原告に対する「教示」としての意味しか有していないから、取消訴訟の対象となる処分には当たらないと判断し、訴えは不適法であるとして却下しました。

◎高等裁判所も、控訴人の主張の根拠は、事実上の不利益か、将来の課税処分により被ることのある不利益に係るもので、本件更正には処分性が無いとして控訴を棄却、最高裁判所も同じく訴えは不適法であるとして上告を棄却しました。

（資料提供 税理士情報ネットワーク編集室）